

陳 情 文 書 表	
番号 3-11	受付 令和3年10月25日
件名 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の命と健康を守るための陳情書	

**【陳情趣旨】**

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策並びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

**【陳情項目】**

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
  - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3. 社会保障・社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上

陳 情 文 書 表			
番号	3-12	受付	令和3年10月25日
件名	介護施設の人員配置基準の引上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情書		

**【陳情趣旨】**

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置の在り方に係る基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取組を進めていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとし、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受入れが始まりましたが、労働環境の改善が進まなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0:1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

## 記

**【陳情項目】**

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。

2. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。

- ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
- ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 3-13	受付 令和3年10月25日
件名 精神保健福祉の改善に関する陳情書	

**【陳情趣旨】**

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。

しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条に基づいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう陳情します。

## 記

**【陳情項目】**

- 1、良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2、精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
- 3、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用

保障・教育・研修を国が責任を持って行うこと。

4、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 3-14	受付 令和3年11月11日
件名 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	

## 陳情理由

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2020年度9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2020年度全国平均額は43万4000円、施設整備費等15万2000円の合計58万6000円です。年収590万円未満世帯でも年額3万8000円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて19万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8800円を除いても46万7200円という高額な負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均16万3000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、コロナ禍において「密」を回避するための「少人数学級」、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。

また、実施5年目を迎える「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」について、どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されないことがないように、教育予算の増額によってその拡充がされることが強く求められます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

## 陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。



陳 情 文 書 表	
番号 3-15	受付 令和3年11月11日
件名 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	

#### 陳情理由

昨年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の授業料補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されずに現状維持であった神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の9割を補助金が賄っています。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、昨年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力にかかわらず、高校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中32位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

#### 陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和4年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表	
番号 3-18	受付 令和3年11月16日
件名 YAMATO文化森の管理費についての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、YAMATO文化森の管理費に関しては、適正金額を検証していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市では、YAMATO文化森（大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い建築された施設建築物であって、大和市が権利床及び保留床としてその一部を取得した建物である。）の管理費については、平成28年6月27日に、大和駅東側第4地区市街地再開発組合事務所（大和市大和東2-2-1 ワイズビル5階）において開催された『YAMATO文化森管理組合設立総会』における第4号議案となる「YAMATO文化森管理組合 用途別管理費・修繕積立金の内訳／平成28年6月27日」（資料-4）記載の公益施設（18,874.53平方メートル）につき月額管理費3,775,000円（月額単価200円／平方メートル）、駐車場（3,299.76平方メートル）につき月額管理費627,000円（月額単価190円／平方メートル）を、そのまま承認し、もって、今日に至るまで、毎月4,402,000円（以下「本件管理費」という。）を継続的に支出するところ、本件管理費の内訳詳細とは、YAMATO文化森管理組合が一応の想定を提示したにすぎないことはもとより、大和市では、本件管理費を承認等する内部意思決定文書を保有しておらず、かつ、当該設立総会に出席した職員すら公にできない（市長による委任状等に関しても不存であるという。）ことから、本件管理費の支出は、適法な支出負担行為（本件にいう支出負担行為とは、大和市における適正な精査を経た上での当該管理組合との適法な合意等の意思表示である。）を経ることなく、会計管理者が、文化スポーツ部長の違法な請求に応じているものなのである。すなわち、本件管理費とは、定額管理費となる（1）統括管理業務及び管理員業務、（2）建築物維持管理業務及び施設維持管理業務、（3）保安警備管理業務、（4）総合清掃管理業務、（5）環境衛生管理業務、（6）植栽維持管理業務と、精算管理費となる（1）水道光熱費（電気料金及び水道料金）、（2）損害保険料、（3）消耗品費、（4）その他（小修繕費等）、（5）予備費とで構成されているところ、定期管理費については、「YAMATO文化森管理委託契約書（案）」（資料-5）記載の委託業務の額をもって、単に、概算を疎

明するにすぎないことはもとより、精算管理費のうち、火災保険及び損害保険の保険料については、上記のような疎明（契約書（案）もしくはひな形の添付）もなく、漠然と、保険料のみを特定していることから、それぞれにつき、各支出額を確認した上で、YAMATO文化森の管理費を積算し、もって、本件管理費を案分すべきものなのである。なお、大和市の区分所有となる公益施設と駐車場の月額単位を異にすることは、建物の区分所有等に関する法律の法理に照らし、不当となることはもとより、YAMATO文化森2階デッキ広場には、大和天満宮氏子総代会会長の区分所有となる大和天満宮の本殿、社務所、神輿舎のほか、大和天満宮の附属物である①鳥居、②手水舎、③絵馬掛け、④御神籤掛け、⑤社名碑、⑥登り旗ポール、⑦五色用ポール、⑧灯籠、⑨狛犬、⑩記念碑、⑪ハナバ（寄附者札掛け）が設置（設置費用については、その全額が保留床の譲渡益で清算されている。）され、かつ、鳥居から本殿までは参道（敷石舗装）が整備されている状況下においては、当該2階デッキ広場は、もはや、大和天満宮境内（設置する工作物（①ないし⑪）に関しては『神社配置図』の記載されている。）と言わざるを得ないにもかかわらず、その管理費（周囲の植栽の維持管理費を含む。）を、本件管理費に包含することは、政教分離の原則において、憲法第89条に違背することを付言するものである。

以上